

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	介護保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

銚子市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に重大な影響を与えることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

銚子市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	【事務全体の概要】 介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、市町村の区域内に住所を有する40歳以上の者を被保険者とし、要介護認定を受けた者には介護給付、要支援認定を受けた者には予防給付を行うとともに、介護保険事業に要する費用に充てるため、保険料を徴収している。また、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、介護予防等事業や包括的支援事業などの地域支援事業を行っている。 銚子市は、介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①被保険者に係る申請等(申請、届出又は申出)の受理、申請等に係る事実審査 ②被保険者証又は認定証の交付・再交付・返還受理 ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給 ④要介護認定、要介護更新認定及び要介護状態区分の変更の認定の申請の受理及び申請に係る審査 ⑤要支援認定、要支援更新認定及び要支援状態区分の変更の認定の申請の受理及び申請に係る審査 ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理及び申請に係る審査 ⑦居宅介護サービス費等及び介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理及び申請に係る審査 ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更 ⑨保険給付の支払の一時差止め ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例 ⑪保険料の賦課及び徴収 なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、銚子市は介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ記録する。
③システムの名称	1. MCWEL介護保険システム 2. 滞納管理システム 3. 中間サーバー 4. 番号連携サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 介護資格ファイル 2. 介護保険料ファイル 3. 収納情報ファイル 4. 滞納情報ファイル 5. 特別徴収ファイル 6. 介護認定ファイル 7. 介護補足給付ファイル 8. 介護負担区分ファイル 9. 給付実績ファイル 10. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表100の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	銚子市高齢者福祉課
②所属長の役職名	高齢者福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課総務室政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高齢者福祉課資格給付班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8755

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年2月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月1日	I 1ー③ システムの名称	1. 介護保険システム 2. 中間サーバー	1. MCWEL介護保険システム 2. 滞納管理システム	事後	
平成30年4月1日	I 5ー① 部署	銚子市健康福祉部高齢者福祉課	銚子市高齢者福祉課	事後	
平成30年4月1日	I 5ー② 所属長	高齢者福祉課長 伊豆 尋子	高齢者福祉課長 伊藤 浩幸	事後	
平成30年4月1日	I 7 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総務市民部総務課政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190	総務課総務室政策法務班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8190	事後	
平成30年4月1日	I 8 特定個人情報の取扱いに関する問合せ	健康福祉部高齢者福祉課資格給付班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8755	高齢者福祉課資格給付班 千葉県銚子市若宮町1番地の1 0479-24-8755	事後	
平成30年4月1日	II 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成27年8月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成27年8月31日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	I 5ー② 所属長の役職	高齢者福祉課長 伊藤 浩幸	高齢者福祉課長	事後	
平成31年4月1日	II 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	II 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
平成31年4月1日	IV リスク対策	新規追加		事後	
令和4年3月8日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第7号 別表第二(93.94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の省令」という。)第46条、第47条 <情報提供> ・番号法第19条第7号 別表第二(1.2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) ・別表第二の省令第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	<情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第二(93.94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の省令」という。)第46条、第47条 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第二(1.2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,117の項) ・別表第二の省令第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	事後	番号法改正(号の繰り下げ)による
令和5年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報保護ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1. MCWEL介護保険システム 2. 滞納管理システム 3. 中間サーバー 4. 番号連携サーバー	1. MCWEL介護保険システム 2. 滞納管理システム 3. 中間サーバー 4. 番号連携サーバー 5. サービス検索・電子申請機能 6. 申請管理システム	事前	
令和5年3月31日	II 1 対象人数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和5年3月31日	II 2 取扱者数 いつ時点の係数か	平成31年4月1日 時点	令和5年3月1日 時点	事後	
令和6年3月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第二(1.2,3,4,6,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項) ・別表第二の省令第2条、第3条、第6条、第19条、第25条、第30条、第32条、第33条、第43条、第44条、第47条	<情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第二(1.2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項) ・別表第二の省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条	事後	
令和6年3月15日	II 1 対象人数 いつ時点の係数か	令和5年3月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	保護評価の再実施による
令和6年3月15日	II 2 取扱者数 いつ時点の係数か	令和5年3月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事後	保護評価の再実施による
令和6年9月27日	②事務の概要	なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて、銚子市は介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ記録する。	なお、これらの事務に関して、番号法第19条第8号に基づき、銚子市は介護保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ記録する。	事後	
令和6年9月27日	法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	番号法第9条第1項 別表100の項	事後	
令和6年9月27日	②法令上の根拠	<情報照会> ・番号法第19条第8号 別表第二(93.94の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二の省令」という。)第46条、第47条 <情報提供> ・番号法第19条第8号 別表第二(1.2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,95,108,117の項) ・別表第二の省令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第44条、第44条の4、第47条、第55条	<情報照会> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表131、132の項 <情報提供> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161の項	事後	